

旭川空港脱炭素化推進協議会規約

（目的及び設置）

第1条 旭川空港脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）は、空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、旭川空港において同法第24条第1項に規定する空港脱炭素化推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び実施その他旭川空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

（所掌業務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 構成員は、本規約の遵守について承諾する。

（協議会の運営）

第4条 協議会に会長を置き、旭川市地域振興部交通空港課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統率する。
- 3 会長に不在がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、構成員の半数以上で決するものとする。
- 5 会長は、必要に応じ構成員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 6 会長は必要があると認めるときは、協議会の下に作業部会等の分科会を設置することができる。
- 7 分科会の議事においては、本規約を準用する。

（事務局）

第5条 協議会の事務局を、旭川市地域振興部交通空港課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営を補助する。

(反社会的勢力の排除)

第6条 暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にあるものは協議会の構成員となることができない。

2 前項に該当しない者であっても、反社会的勢力と関係がある者及び関係があると疑われる者は協議会の構成員となることができない。

(構成員の除名)

第7条 会長は、構成員が協議会の目的、本規約又は決議に反する行為もしくは協議会の運営に支障を及ぼす行為等を行なった場合、当該構成員を協議会の構成員から除名することができる。

(協議会の招集)

第8条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の招集が困難である場合等にあつては、オンライン又は書面により協議を行うこととする。

3 会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に対し、協議会への出席等必要な協力を求めることができる。

4 協議会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として協議会に出席させることができる。この場合において、代理人が協議会に出席したときは、当該構成員は、協議会に出席したものとみなす。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年10月11日から施行する。

(別表)

構成員	備考
北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所長	
日本航空株式会社 旭川空港所長	
全日本空輸株式会社 旭川空港所長	
株式会社A I R D O 旭川空港所長	
日本通運株式会社 旭川総代理営業所長	
道北航空サービス株式会社 航空部長	
旭川石油株式会社 旭川空港事業所長	
国土交通省東京航空局 旭川空港出張所長	
旭川市地域振興部 交通空港課長	(会長, 事務局)